

令和5年度の工賃(賃金)実績について

令和5年度の障害者就労事業所における工賃(賃金)実績について、次のとおり公表いたします。

1 公表の対象となる事業所等

- ・ 就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所
(サービス提供の実績がある事業所)

2 公表の対象となる工賃(賃金)の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払ったすべてのもの

3 富山県における平均工賃(賃金)月額

事業種別	事業所数	区分	令和5年度実績
就労A	59	月額	80,054円
		時間額	943円
就労B	128	月額	22,589円

4 平均工賃(賃金)月額の算定

(1) 平均賃金の算定式(就労A)

月額	年間の賃金支払総額 ÷ 賃金支払対象者の総数
時間額	年間の賃金支払総額 ÷ 総勤務時間数

(※)月途中からの利用開始者及び月途中での利用終了者・月途中で入退院した利用者については、算定から除外する。

(2) 平均工賃の算定式(就労B)

事業所の中には、障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、令和6年度の報酬改定により、基本報酬を算定する際の平均工賃月額について、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入された。

令和4年度平均工賃月額実績以前	令和5年度平均工賃月額実績以降
年間の工賃支払総額 ÷ 工賃支払対象者の総数	年間の工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 開所月数

(※)平均工賃時間額は、算定式が提示されていないことからR5実績以降算出しない。

<注意事項>

平均工賃(賃金)については、**仕事の内容、障害の程度、働く時間等の条件により金額が変わってくる**ことにご注意ください